カメリアヒルズカントリークラブ　利用約款

平成 24 年 12 月 24 日改定

令和 3 年 11 月 1 日改定

令和 7 年 2 月 1 日改定

第一条（約款適用）
　当ゴルフ場の施設（コース・クラブハウス等）を利用する方は、会員・非会員を問わず、お互いに快適で安全なプレーをお楽しみいただくために、当ゴルフ場の会則・規約・細則・内規（ローカルルール等）等によるほか、本約款の内容に従ってご利用いただくことと致します。

第二条（利用資格）
　当ゴルフ場は、次の資格を有する方が利用できます。
１．会員
２．会員の同伴者、並びに会員の紹介を受けたビジター、および当ゴルフ場が利用を認めた方。

第三条（会員のビジター紹介の制限）
１．会員は暴力的、または不法な行為を行う恐れがある者、公の秩序または善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者を、ビジターとして同伴したり紹介してはならない。
２．前項に違反したときは、会員のビジター紹介権（同伴者含む）を一定期間停止（再度の紹介等同項非協力会員については除名勧告）の制裁措置を講ずることがあります。

第四条（利用約款の成立）
　当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいてレジストリーカードの氏名を確認した上で、ロッカーキーをお受け取り下さい。それにより利用約款は成立し、当ゴルフ場の施設利用をお引き受けいたします。

第五条（予約申し込みおよび取消し等）
１．当ゴルフ場利用申し込みは、所定の手続きに従って行ってください。
２．予約取消の場合は、前日１４：００までにご連絡下さい。
３．組単位の取消の場合は以下の取消料が発生いたします。
　全日　１組/11,000 円（税込）
　・1 組は前日の 14：00 以降
　・2 組以上は 1 週間前（プレー日を含む 7 日前）
　・6 組以上は 2 週間前（プレー日を含む 14 日前）

第六条（利用者の拒絶）
　当ゴルフ場は、次に該当する場合は該当者およびその同伴者の利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りします。
１．満員・その他の理由でスタート時間に余裕がないとき。
２．利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体およびその団体の関係者であるとき。
３．利用者が刺青をしているとき。
４．偽名または他人名義で申し込みが行われたとき。
５．利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
６．利用者（同伴来場者含む）が暴力団または不法な行為を行う恐れがあると認められるとき、および行為を行ったとき。
７．天災その他のやむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
８．その他本約款並びに当クラブ会則・規則・細則に違反し、他の利用者に著しい迷惑をかけたとき。

第七条（利用継続者の拒否）
　当ゴルフ場は、次に該当する場合には該当者およびその同伴者の利用の継続（既に利用を開始している場合を含む）をお断りすることがあります。
１．当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき。
２．技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき。
３．ルール･マナーおよび警告を無視してスロープレーを改めないとき。
４．その他本約款に違反したとき。
５．集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められたとき。その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。

第八条（休場日・開場時間）
　当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりますが、臨時的に変更することがあります。

第九条（金銭その他貴重品）
１．金銭やその他の貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。その際暗証番号は見破られやすい組合せを避けて設定してください。また、ご利用時間中はお客様の所有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理していただきます。従ってボックス内の保管品について当ゴルフ場は保証など一切の責任を負いません。
２．貴重品ボックス・ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
３．貴重品ボックスが満杯の場合は、当ゴルフ場指定の貴重品袋に収納の上、フロントへお預け下さい。その場合、お預かりした品は預り証と引換えにお返しします。預り証を紛失した場合は直ちにフロントまで届け出てください。

第十条（自動車・携帯品）
　場所を提供している駐車場での自動車の盗難（車上盗難を含む）や損傷、携帯品（キャディバッグその他の諸物品）の盗難・損傷等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第十一条（ロッカーの鍵）
　ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預りいたしません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。衣服ロッカーには貴重品（金銭・その他高価品）等は入れないでください。

第十二条（宅配の事故）
　宅配便については、その物品の受領・保管・発送において当ゴルフ場はあくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

第十三条（プレーヤーの危険防止責任とエチケットマナーの厳守およびスロープレーの防止）
１．ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、すべて自己の責任でプレーをしていただきます。
２．カート道路はプレー進行のため、カート専用の通行としております。プレーヤーの方は通行しないようにお願いします。やむを得ずカート道路を通行または横断する場合は十分注意してください。なお、カート道路を歩行して生じた事故の場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
３．プレーはハーフラウンド２時間１５分以内を厳守願います。著しく遅延した場合は、警告・ペナルティを付加することがあります。

第十四条（ティーイングエリアでの素振り）
　素振りは、ティーマーク内での打席、または特に指定された場所以外では行わないで下さい。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。なお、プレーヤーの近くにいたため、ティや球などが身体の一部にあたり、そのため傷害を負われても、当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

第十五条（飛距離の確認）
　先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないようにしてください。

第十六条（キャディおよびフォアキャディの合図）
　キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合図ですが、プレーヤーは合図があっても自己の飛距離を判断してショットして下さい。

第十七条（プレーヤーの前方に出ないこと）
　同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には絶対に出ないで下さい。

第十八条（隣接ホールへの打ち込み）
　隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重にプレーしてください。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、事故を未然に防いでください。また必ずその打球者は隣接ホールでプレー中の方に謝罪するように願います。

第十九条（退避および待避所）
　先行組のプレーヤーが、後続組に対してプレーをさせるときは後続組が全員打ち終わるまで、待避所または安全な場所に退避してください。ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第二十条（雷鳴、襲雷のとき）
　雷鳴、襲雷のときは、他人の言動に惑わされることなく、自己の判断で直ちにプレーを中断し待避所または安全と思われる場所に退避してください。乗用カートに乗車した状態での退避は大変危険です。必ず退避場所へ避難してください。

第二十一条（乗用カートの取扱い）
　１．　乗用カートはフェアウェイ走行許可以外、カートレール上の自動走行とし、発進・停止の操作はセルフプレー以外では、キャディが行います。
　２．プレーヤーはカート利用に際し、次の事項を遵守してください。
　　①ハンドル、アクセルなどに触れないこと
　　②走行中、常にカートのアームレスト・アシストグリップ等につかまること
　　③走行中、カートから身体・衣服・用具等をはみ出さないようにすること
　　④カート内は走行中禁煙とします

第二十二条（火気使用の禁止）
　コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。マッチの燃えカス・タバコの吸殻等はよく消して灰皿にお入れ下さい。

第二十三条（違反の場合の責任）
　利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、または自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第二十四条（クラブ等の確認）
　利用者はスタート前およびプレー終了後にクラブおよび所持品を点検し間違いないか慎重に確認してください。確認後はクラブおよび所持品の不足、瑕疵等について当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第二十五条（施設に損害を与えた場合）
　利用者の故意、または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害は弁償していただきます。

第二十六条（施設内への持ち込み品）
　施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止します。
　１．動物のペット類
　２．著しく悪臭を放つもの
　３．鉄砲、刀剣類
　４．火薬、揮発油等の発火・爆発の恐れがあるもの
　５．騒音を発するもの
　６．その他、他人に迷惑をおよぼすもの、法令で所持の禁止されているもの

第二十七条（行為の禁止）
　施設内で下記の行為を禁止します
　１．賭博その他風紀を乱す行為
　２．物品販売、宣伝広告等の行為
　３．利用者（１組４名以内）以外（ギャラリー含む）のコース内立ち入り、（但し、特に許可する場合を除く。なお、許可する場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任は負いません）
　４．他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為（アンダーシャツ、スリッパ等で歩行し他人に不快感を与える行為）
　５．携帯電話の利用は、電源を切るかマナーモードにして、他のプレーヤーに迷惑のかからないようにしてください。
第二十八条（非会員の債務の保証）
　会員は紹介した利用者（非会員）が、会社またはゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務につき連帯して保証していただきます。

第二十九条（非会員への周知方依頼）
　会員は紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承いただくことにご協力願います。

第三十条（個人情報に関して）
　１．当ゴルフ場では、ご予約時点に電話・ＦＡＸ・Ｅ－ＭＡＩＬ等で入手した個人情報と、プレー当日ご記入いただいたプレーヤーの個人情報を、当社のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。
　２．当ゴルフ場では、ご予約およびご利用いただいたお客様に対し、当ゴルフ場のイベント情報・営業案内などを、葉書、ＦＡＸ、メール等でご案内する場合があります。

第三十一条（クラブハウス利用について）
　１．食堂、ロビー等では静粛に願います。
　２．泥酔および刺青等他人に恐怖や不快感を与える人の入浴や入場はお断りします。

第三十二条（服装について）
来場の際は下記の事項をお守り下さい。
　１．上着（一般的な背広・ブレザー等）をご着用下さい（6～9月除外）。
　２．ジーンズ、サンダル、下駄、スリッパ、雪駄等での入場はお断りいたします。
　３．プレーの際は、襟付きシャツまたは２㎝以上のタートルネックシャツをご着用下さい。
　　その他詳細はドレスコードをご確認下さい。（当ゴルフ場ホームページに掲載）

第三十三条（利用料金等）
　１．ゴルフプレー代およびその他利用料金は、当ゴルフ場が定める料金を適用します。利用料金について予めご確認・ご了承のうえご利用下さい。
　２．プレー開始後は、中途でホールアウトしてもプレー代の全額をお支払いただきます。但し、ゴルフ場がクローズ宣言をしたときはこの限りではありません。

第三十四条（信義則）
　その他会則、本約款に定めた事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

第三十五条（改定）
　本約款は必要に応じ予告なく改定することがあります。

以上